

熊本市公報(契約)

第15号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成30年4月24日

目次

○入札公告（熊本市立小中学校タブレット端末運用管理等業務委託）	1
○落札者等の公示（環境調和型バイオマス資源活用モデル事業にかかる実証設備導入等業務委託 一式）	9
○落札者等の公示（コピー用再生紙A4（共通紙）他）	10
○落札者等の公示（高分子凝集剤 平成30年度前期単価契約）	11
○落札者等の公示（高反応消石灰）	12
○落札者等の公示（平成30年度重機類賃借単価契約）	13
○落札者等の公示（熊本市職員情報システム運用管理業務委託）	15

契約公告第 246 号

平成30年4月24日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続を実施する。ついては、次のとおり企画提案書の提出を募集する。

熊本市長 大 西 一 史

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務委託名

熊本市立小中学校タブレット端末運用管理等業務委託

(2) 目的及び概要

平成32年度以降（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度）に全面実施となる新学習指導要領において、学校教育における情報機器の更なる活用（情報活用能力の育成（プログラミング教育を含む））が求められている。本市では、新学習指導要領の理念を実現するために必要なICT環境整備を行うとともに、教育の情報化を円滑に推進するため、タブレット端末運用管理等業務を委託するものである。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市立小中学校 135校

熊本市教育センター（熊本市中央区千葉城町2番35号）

(4) 履行期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

3,049,838,000円以内

（内訳）

平成30年度 76,300,000円以内

平成31年度～平成35年度 2,973,538,000円以内

※消費税及び地方消費税は、各年度とも8%で計算すること。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町2番35号
熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室
電話096-359-3200（直通）

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更正計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件をすべて満たす者であること。

4 参加資格審査申請の方法等

3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、プロポーザルに参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は4(5)の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「提案書等提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

平成30年5月10日（木曜日）の午後4時まで

郵送する場合は、平成30年5月10日（木曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(4) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 提出先（持参する場合）

熊本市中央区花畑町9番6号

マスミューチュアル生命ビル2階

総務局契約監理部契約政策課物品契約班

(6) 送付先（郵送する場合）

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

平成30年4月24日（火曜日）から平成30年5月10日（木曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（様式第1号～第3号）（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(イ) 参加表明書（様式第1号）

(ロ) 会社概要（様式第2号）

(ハ) 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第3号）

イ 提出期限

平成30年5月10日（木曜日）午後5時まで

郵送する場合は、平成30年5月10日（木曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市長（熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書等在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等の提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第3号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち1組合員でも3(8)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) プロポーザル参加資格の確認

プロポーザル参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、4の申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（プロポーザル参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) プロポーザル参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 実施要領等の交付方法

熊本市立小中学校タブレット端末運用管理等業務委託に係る実施要領及び提案書等作成要領（以下「実施要領等」という。）の交付方法は、次によるものとする。

(1) 交付方法及び場所

実施要領等は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配付する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 交付期間

平成30年4月24日（火曜日）から平成30年5月10日（木曜日）まで（休日を除く。）とする。

(3) 交付時間

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできるものとし、2の担当部局での配付においては、午前9時から午後5時までとする。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成30年4月24日（火曜日）から平成30年5月31日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス096-359-7917

メールアドレス kyouikujouhou@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成30年6月8日（金曜日）までに開始し、平成30年6月15日（金曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

10 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

11 企画提案書の提出期限等

5(3)の通知によりプロポーザル参加資格があると確認された者は、企画提案書その他の必要書類（以下「提案書等」という。）を実施要領等の定めるところにより作成し、下記期限までに提出すること。

(1) 提出期限

平成30年5月18日（金曜日）から平成30年5月24日（木曜日）午後5時まで郵送する場合は、平成30年5月24日（木曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) 提出書類

ア 提案書

(ア) 提案書表紙（様式第4号）

(イ) 業務実績報告書

(ウ) 企画提案書

※(ア)から(ウ)までの書類を、順に綴じて、15部提出すること。

イ 見積書 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市長（熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室）宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書等在中」を明記すること。

1.2 プレゼンテーション及び提案審査について

プレゼンテーション及び提案審査を以下のとおり実施するので、提案書等を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。

(1) 実施日

平成30年6月15日（金曜日）

※詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市教育センター

(3) 実施要領

ア 1者につき質疑応答も含め30分を持ち時間とする。ただし、プレゼンテーション実施者が多い場合は、持ち時間の短縮を行うことがある。

イ プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書以外の内容は評価の対象としない。

ウ プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(4) その他

ア 使用機材については、すべて提案者で用意すること。

イ やむを得ず参加を辞退する場合は、平成30年6月8日（金曜日）までに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

ウ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該企画提案は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、手続に支障のない範囲内でプレゼンテーションを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてプレゼンテーションを行うものとし、手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のプレゼンテーション評価項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1.3 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市立学校タブレット端末運用管理等業務委託選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市立学校タブレット端末運用管理等業務委託選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「熊本市立小中学校タブレット端末運用管理等業務委託評価指標」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書及びプレゼンテーションを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじにより決定する。

(4) 評価項目・配点

評価項目	配点
1 業務実績報告書（業務実績）	200点
2 企画提案書（取組体制）	100点
3 企画提案書（事業内容）	300点
4 企画提案書（通信）	150点
5 企画提案書（物品）	250点
6 見積書（見積額が上限額の範囲内か）	—
合 計	1000点

※見積金額が提案上限額を超えている場合又は評価の総合得点が600点に満たないときは、業者選定の対象としない。

1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1.5 契約候補者と選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.6 契約方法

提出された提案書の内容に基づき、契約候補者と基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

1.7 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等及び提案書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及びプレゼンテーションでの審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの間の期間に、参加資格があると認めた者が、プロポーザル参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対するプロポーザル参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定するプロポーザル参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

(8) 以上のほか、詳細は実施要領等による。

18 Summary

(1) Subject matter of contract:

Subcontracting of Tablet terminal operation management at
Classrooms in Elementary And Junior High Schools of Kumamoto
City

(2) Subcontracting period:

From September1, 2018 until August31, 2023

(3) Deadline for submitting application documents in person:

No later than May10, 2018 (Thursday) by 5:00PM

(4) Deadline for submitting application documents by post:

Must be delivered no later than May10, 2018 (Thursday)

(5) Deadline for submitting proposal documents in person:

No later than May24, 2018 (Thursday) by 5:00PM

(6) Deadline for submitting proposal documents by post:

Must be delivered no later than May24, 2018 (Thursday)

(7) Language and currency to be used for proposal:

Japanese language and Japanese yen only

(8) Contact Information:

Kumamoto City Education Center Information Administration Office
Chibajo-machi 2-35,Chuo-ku,Kumamoto-shi,Kumamoto,Japan
860-0001
Tel:096-359-3200

Department of School Education

Secretariat of Board of Education

Ordinance-designated City of Kumamoto

契約公告第247号

平成30年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業にかかる実証設備導入等業務委託 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市環境局環境推進部水保全課 熊本市中央区手取本町1番1号

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月1日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	月島機械株式会社 福岡支店 支店長 舌間 一穂 福岡市中央区荒戸2丁目1番5号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	252,012,600円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	特例政令第11条第1項第1号

契約公告第248号

平成30年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	コピー用再生紙A4（共通紙） コピー用再生紙A3（共通紙） コピー用再生紙B5（共通紙） コピー用再生紙B4（共通紙） 発注予定数量 コピー用再生紙A4（共通紙） 80,000冊 コピー用再生紙A3（共通紙） 4,000冊 コピー用再生紙B5（共通紙） 9,000冊 コピー用再生紙B4（共通紙） 12,000冊
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局契約監理部契約政策課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月6日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	株式会社 紙弘 代表取締役 深浦 修 熊本市中央区世安町378-4
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	コピー用再生紙A4（共通紙） 266円/冊（税込） コピー用再生紙A3（共通紙） 533円/冊（税込） コピー用再生紙B5（共通紙） 199円/冊（税込） コピー用再生紙B4（共通紙） 399円/冊（税込） 予定総額 29,991,000円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成30年1月17日

上下水道局契約公告第100号
平成30年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千 治

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	高分子凝集剤 平成30年度前期単価契約 予定数量 ・遠心脱水機用 13,500kg ・ベルト型ろ過濃縮機用 3,000kg
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市上下水道局総務部総務課 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月9日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	石垣メンテナンス 株式会社 九州支店 支店長 池田 慎太郎 福岡市博多区博多駅前一丁目9番3号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	単価1kg当たり（税込） ・遠心脱水機用 918.00円 ・ベルト型ろ過濃縮機用 594.00円 予定総額 14,175,000円
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成30年1月26日

契約公告第249号

平成30年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	高反応消石灰 発注予定数量 840,000kg
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局契約監理部契約政策課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月9日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	タイキ薬品工業 株式会社 代表取締役 三宅 孝一 福岡市東区東浜一丁目9番4号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	45.03円/kg（税込） 予定総額 37,825,200円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	平成30年1月9日

契約公告第250号

平成30年4月20日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	平成30年度重機類賃借単価契約
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市経済観光局文化・スポーツ交流部文化振興課埋蔵文化財調査室 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月27日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	東洋工業株式会社 代表取締役 本田裕一郎 熊本県熊本市西区蓮台寺5丁目4番15号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	単価（税込） 別紙のとおり 予定総額102,600,000円
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 当該公告又は公示を行った日	平成30年2月14日
8 随意契約によることとした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

別 紙

	名 称	規格	単位	1日単価（円）	半日単価（円）
1	小型バックホウ	0.1 m ³ 未満	1 台	36,720	32,400
2	バックホウ 0.15	0.1 m ³ を超え 0.15 m ³ まで	1 台	41,040	36,720
3	バックホウ 0.25	0.18 m ³ を超え 0.25 m ³ まで	1 台	42,120	37,800
4	バックホウ 0.4	0.28 m ³ を超え 0.4 m ³ まで	1 台	45,360	39,960
5	バックホウ 0.8	0.45 m ³ を超え 0.8 m ³ まで	1 台	50,760	44,280
6	ブルドーザ 3 t	3 t	1 台	47,520	36,720
7	ブルドーザ 9-10 t	9 -10 t	1 台	56,160	46,440
8	油圧ブレーカ 0.2（ペーシング含む）	0.2 m ³	1 台	57,240	57,240
9	スケルトンバケット	0.2 m ³ 以上	1 台	37,800	33,480
10	攪拌バケット	0.2 m ³ 以上	1 台	32,400	27,000
11	ダンプ 2 トン	2 t	1 台	31,320	28,080

12	ダンプ4トン	4 t	1 台	36,720	31,320
13	ダンプ10トン	10 t	1 台	44,280	39,960
14	ラフテレーンクレーン5トン	5 t	1 台	64,800	63,720
15	ラフテレーンクレーン10トン	10 t	1 台	74,520	72,360
18	高所作業車	12m級	1 台	62,640	60,480
19	高所作業車	18m級	1 台	72,360	70,200
20	散水車2トン	2 t	1 台	41,040	38,880
21	散水車4トン	4 t	1 台	44,280	42,120
22	クレーン付トラック	4 t	1 台	55,080	52,920
23	AS 合材（舗設手間含む）	13mm 密粒	1t	23,760	
24	産廃処分費	As	1t	2,160	
25	産廃処分費	Co 無筋	1t	2,160	
26	産廃処分費	Co 有筋	1t	3,240	
27	生コン（打設手間含む）	18-8-20BB	1 m ³	16,200	
28	草処分		1t	4,320	
29	ランマー	45kg 以上	1 台 回送費込	12,960	
30	プレート	45kg 以上	1 台 回送費込	12,960	
31	振動ローラ（ハンドガイド式）	～1.1 t	1 台 回送費込	56,160	
32	振動ローラ（搭乗式タンデム型）	3～5 t	1 台 回送費込	88,560	
33	振動ローラ（搭乗式タンデム型）	8～10 t	1 台 回送費込	99,360	
34	水中ポンプ2インチ	ホース含む	1 台 回送費込	9,720	
35	水中ポンプ3インチ	ホース含む	1 台 回送費込	10,800	
36	発電機 2K	低騒音型 燃料費含む	1 台 回送費込	19,440	
37	発電機 3K	低騒音型 燃料費含む	1 台 回送費込	20,520	
38	チェンソー	燃料費含む	1 台 回送費込	21,600	
39	鉄板 1200mm×2400mm	厚さ 18mm 以上	1 枚 回送費込	9,720	
40	ゴムマット 900mm×1800mm	厚さ 10mm 程度	1 枚 回送費込	9,720	
41	アスファルトカッター	厚さ 5cm 以下・ 長さ 100m 以下	1 日 回送費込	32,400	
42	交通誘導員	A	1 人	16,200	
43	交通誘導員	B	1 人	14,040	
44	回送費（小型バックホウ）		1 往復	16,200	
45	回送費（バックホウ 0.15）		1 往復	20,520	
46	回送費（バックホウ 0.25）		1 往復	20,520	
47	回送費（バックホウ 0.4）		1 往復	29,160	
48	回送費（バックホウ 0.8）		1 往復	42,120	
49	回送費（ブルドーザ 3 t）		1 往復	27,000	
50	回送費（ブルドーザ 9-10 t）		1 往復	29,160	
51	回送費（油圧ブレーカ 0.2）		1 往復	27,000	
52	回送費（スケルトンバケット）		1 往復	16,200	
53	回送費（攪拌バケット）		1 往復	16,200	

契約公告第251号

平成30年4月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本市職員情報システム運用管理業務委託 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市総務局行政管理部労務厚生課 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年3月29日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）	富士通株式会社 熊本支店 支店長 松尾 幸二郎 熊本市中央区紺屋今町9番6号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	総額30,456,000円（税込）
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	特例政令第11条第1項第2号